

## アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ表明

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、ここにアセットオーナー・プリンシプル（令和6年8月28日内閣官房策定）の各原則を受け入れる旨を表明します。連合会は、公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任を果たすべく、各原則に則って、必要な取組を推進します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- 連合会は、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法等の関係法令に基づき、組合員（被保険者）から徴収された保険料の一部について、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金（以下「年金積立金」という。）を積み立て、年金積立金の管理及び運用を適切に行うため、地方公務員共済組合連合会が定める年金積立金に関する管理運用の方針等に適合するよう、各積立金につき管理及び運用に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を定めています。
- 基本方針においては、関係法令等に規定する年金積立金の運用目標とする利回りを確保できるよう、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに沿って、年金積立金の管理及び運用を行っています。
- 基本方針及び基本ポートフォリオの策定及び見直しに当たっては、年金積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する資金運用委員会の審議を経て、総会に報告しています。
- 基本ポートフォリオについては、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行うこととしています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 連合会は、高度で専門的な運用業務に適切に対応するため、それに必要とされる専門的能力を有する人材を確保するとともに、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する外部有識者からなる資金運用委員会に対し、定期的に年金積立金の管理及び運用状況を報告し、高度で専門的知見からの助言等を得るなど、専門的運用体制を整備しています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- 連合会は、基本方針に基づき、国内債券運用の一部、外国債券及び株式の全て(オルタナティブ資産を含む)について、運用受託機関を通じて投資する形態をとっています。
- リスク管理については、連合会が定めた「積立金の運用に関するリスク管理の実施方針」に沿って、年金積立金の運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われること、分散投資を基本とすることなどを踏まえ、運用に関するリスク管理を適切に実施しています。
- 運用受託機関の選定に当たっては、経営状況や、運用哲学、運用手法、運用体制及び法令遵守体制等について詳細に聴取した上で、連合会全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案しています。
- また、定期的に、運用受託機関に対する定量評価と定性評価とを合わせて総合的に評価を行い、評価を踏まえて委託金額の追加又は契約の解除を含めた減額等の適切な措置を講じています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 連合会は、毎年度、年度ごとの年金積立金の管理及び運用実績の状況やリスク管理の状況等を運用報告書として取りまとめ、ステークホルダーである組合員（被保険者）の代表で構成される総会等に対して報告するとともに、連合会のホームページ等を通じて、広く一般に公表しています。
- また、各四半期の管理及び運用実績の状況についても、同様に報告等を行っています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 連合会は、「被保険者に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすため、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。
- 連合会は、「日本版スチュワードシップ・コード」の各原則について受け入れを表明するとともに、「全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」を策定し、運用受託機関との契約に当たって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示しています。その際、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかという観点については、運用受託機関に対し、方針を明確に示すことを求めています。
- また、連合会は、年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指しています。  
なお、連合会では、組合員（被保険者）の利益のために長期的な収益を確保していく中で、ESGの考慮に当たり、地方創生・地域活性化に対する取組を考慮要素の一つとしています。

- 連合会は、機関投資家が投資の意思決定プロセスやエンゲージメントにおいて、E S G課題を考慮することを求めた国際的な原則である責任投資原則（P R I）に署名しており、引き続き、連合会としてE S Gに関する取組を推進し、持続可能な社会の実現に貢献していくこととしています。